

## イスラエル国産かき生果実に関する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第41のイスラエル国産トライアンフ種のかきの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、平成15年11月18日農林水産省告示第1883号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

### 1 検査及び消毒の確認

#### (1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

##### ア 消毒実施の確認

告示6の(2)のアの消毒の確認は、次によることとし、原則として、イスラエル国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

(ア) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により摂氏0度となっていることを、部屋ごとに、4か所以上の生果実について確認すること。

(イ) (ア)の確認後、引き続き生果実中心部の温度が、12日間、摂氏0度以下であることを確認すること。

(ウ) 消毒開始直前及び終了後に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

##### イ 輸出検査の確認

告示6の(1)の検査の確認は、次によることとし、原則として、イスラエル国植物防疫機関が行う検査と共同して行うものとする。

(ア) 生果実のこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認すること。

(イ) (ア)の確認の結果チチュウカイミバエが発見されたときには、チチュウカイミバエが付着した原因についてイスラエル国植物防疫機関と共同して調査すること。

なお、原因が判明するまでは、それ以後の消毒の確認を行わないものとする。

#### (2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

##### ア 輸出検査の確認

告示6の(1)の検査の確認は、次によることとし、原則として、イスラエル国植物防疫機関が行う検査と共同して行うものとする。

(ア) 生果実のこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認すること。

(イ) (ア)の確認の結果チチュウカイミバエが発見されたときは、イスラエル国植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

##### イ 消毒の開始の確認

告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次によることとし、原則として、イスラエル国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

(ア) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により摂氏0度となっていることを、低温処理船舶にあつては船室ごとに4か所（通常の大きさの船室複数により構成されている船室（以下「複数デッキ」という。）にあつては、デッキごとに3か所）以上、低温処理コンテナにあつては3か所以上の生果実について確認すること。

(イ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

(ウ) イスラエル植物防疫機関により告示4の封印がなされたことを確認すること。

(エ) 低温処理コンテナにあつては、イスラエル国植物防疫機関により植物検疫証明書に告示4の(3)の封印の記号・番号が記載されていることを確認す

ること。

ウ 消毒の終了の確認

告示6の(2)のイの輸入港における消毒の終了の確認は、次によることとし、原則として、イスラエル国植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 告示4の封印が破れていないことを確認すること。

(イ) 当該船舶の船室又は低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、イの(ア)の確認の後、引き続き生果実中心部の温度が、12日間摂氏0度以下であったことを確認すること。

(3) 植物検疫証明書

植物防疫官は、輸出検査がなされたこと、告示5の消毒が開始されたこと及び当該消毒が終了されていることを確認したときは、植物検疫証明書の余白に、それぞれ確認したこと、確認年月日及び当該植物防疫官の氏名を付記するものとする。なお、低温処理船舶又は低温処理コンテナにより消毒が行われる場合であって、輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実は、イスラエル国植物防疫機関の責任により返送されるものとする。

2 消毒施設

(1) 告示5の(1)の低温処理施設は、次の条件のすべてに適合しているものとする。

ア 原則として、消毒後の生果実を陸送することなく船積みすることができる場所に位置するものであること。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。

(ア) こん包が密閉型のもの。

(イ) こん包の通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているもの。

(ウ) こん包又は束ねたこん包全体が網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆われているもの。

イ 部屋ごとに±0.6度の精度で所定温度告示5の(1)に定められた温度（以後「所定温度」という）を保持できるものであること。

ウ 部屋内の温度（冷却風の入口及び出口の2か所）及び果実内の温度（部屋中央の積荷の中心部及び最上部の角並びに冷却風の出口付近の積荷の中心部及び最上部の角の4か所）を、外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

(2) 告示5の(1)の低温処理船舶は、次のすべての条件に適合しているものとする。

ア 生果実の中心部が所定温度に保持できるものであること。

イ 船室ごとに船室内の温度及び生果実の中心部の温度を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

ウ イの自動温度記録装置は、船室内の気温測定用として2本以上の温度センサー及び生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有していること。ただし、複数デッキにあっては、気温測定用として最上段に2本以上の温度センサー及び当該デッキ以外の各デッキに1本以上の温度センサー並びに生果実の中心部の温度測定用として各デッキに3本以上の温度センサーを有していること。

エ イの自動温度記録装置は、4時間ごとに0.1度単位で記録できるものであり、かつ、少なくとも較正後1か月間は±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(3) 告示5の(1)の低温処理コンテナは、次の条件を満足しているものとする。

ア 密閉型コンテナであること。

イ き裂、損傷等がなく、検疫有害動植物の分散のおそれがないものであること。

ウ 生果実の中心部が所定温度に保持できるものであること。

エ 生果実の中心部の温度（コンテナ内の積荷の中心部を含む3か所）を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。

オ エの自動温度記録装置は、4時間ごとに0.1度単位で記録できるものであり、かつ、少なくとも較正後1か月間は±0.1度の精度を維持できる能力があること。

- (4) 告示5の(2)のイスラエル国植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、3の調査の開始前に、イスラエル国植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有社名、収容能力及び船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。
- (5) 告示5の(2)のイスラエル国植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、3の調査の開始前に、イスラエル国植物防疫機関により、その記号・番号、所有者、容積及び指定の年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

### 3 消毒施設の調査

- (1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設、低温処理船舶及び低温処理コンテナについて、2の条件に適合するものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。
- (2) (1)の調査は、原則として、毎年当該施設の使用開始前に行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。
- (3) (1)の調査は、原則として、イスラエル国植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うものとする。

### 4 積み込み時の措置

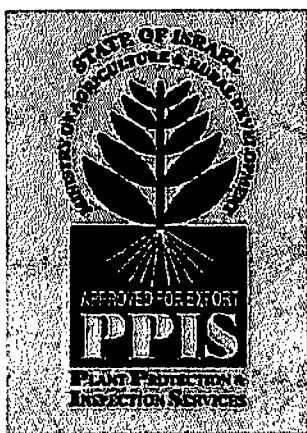
告示7の積み込み時の措置は、次のいずれかによるものとする。ただし、航空機へ積み込むときの措置は、(2)又は(3)に限るものとする。

- (1) シート等によりこん包を被覆すること。特に、やむを得ず陸送してから積み込む場合は、陸送前において、こん包を、コンテナに収容するか又はシート等により完全に被覆するものとする。
- (2) こん包の通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）を張ること。
- (3) こん包又は束ねたこん包全体が網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆われていること。

### 5 表示

告示8の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

#### (1) 輸出植物検疫終了の表示



#### (2) 仕向地の表示

FOR JAPAN 又は 日本

### 6 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び添付されている植物検疫証明書

を確認して行うものとする。

- (2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示8の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合（低温処理船舶、又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。）には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (3) (1)及び(2)以外の輸入検査の手続及び方法については、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。
- (4) チチュウカイミバエが発見された場合は、次により措置するものとする。
  - ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
  - イ チチュウカイミバエが付着した原因について、イスラエル国植物防疫機関と共同して調査し、なお、その原因が判明するまでは、以後の輸入検査を中止すること。